

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和8年9月9日
(福井県)

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
絵画「filter -peach-」－福田 裕理	84%	○				福井県福井市	49500	49500
絵画「filter -grapefruit-」－福田 裕理	84%	○				福井県福井市	49500	49500
絵画「生写」－福田 裕理	83%	○				福井県福井市	55000	55000
絵画「永らえる」－福田 裕理	83%	○				福井県福井市	55000	55000
絵画「空へ沈む -2-」－福田 裕理	84%	○				福井県福井市	49500	49500
絵画「蜜灯リ-3-」－福田 裕理	80%	○				福井県福井市	35200	35200
絵画「蜜溜り」－福田 裕理	82%	○				福井県福井市	41800	41800
絵画「蜜ノ華 -蜜溜り (1) -」－福田 裕理	82%	○				福井県福井市	41800	41800
彫刻「エア」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	45000	45000
彫刻「ルイーゼの緑り言」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	75000	75000
彫刻「集いても滴り」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	60000	60000
彫刻「Wise men say」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	45000	45000
彫刻「フェネガンズウェイクの後始末」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	75000	75000
彫刻「十徳坊の孤独」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	150000	150000
彫刻「寓意の意もとより腹はかりのやど」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	108000	108000
彫刻「予感の瀬」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	108000	108000
彫刻「Pe天動説Ⅱ」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	90000	90000
彫刻「葦の檻」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	90000	90000
彫刻「どうやら神さまは二度、わたしを妬いている」－下崎 滋彦	80%	○				福井県福井市	150000	150000
福井城オリジナル御城印帳	53%	○				福井県福井市、福井県越前市、 京都府京都市	2118	10000
白岳仙 熟成純米大吟醸 GAKU Things from FUKUI 720ml	100%	○				福井県福井市	10000	12000
「えちぜん鉄道・福井鉄道ふるさと納税記念品共通1日フリーきっぷ」 セット ・福井鉄道 鯖浦線クリアファイル	94%	○				福井県越前市	400	400
「えちぜん鉄道・福井鉄道ふるさと納税記念品共通1日フリーきっぷ」 セット ・福井鉄道 南越線クリアファイル	94%	○				福井県越前市	400	400
「えちぜん鉄道・福井鉄道ふるさと納税記念品共通1日フリーきっぷ」 セット ・えちぜん鉄道 ポストカードセット (7枚入り)	92%	○				福井県福井市	500	500
かわいい限定BOX入り東浦みかんどリップバッグ5個	90%	○				福井県敦賀市	2750	2750
かわいい限定BOX入り東浦みかんどリップバッグ10個	90%	○				福井県敦賀市	5500	5500
お得なリップバッグ15個セット	90%	○				福井県敦賀市	8250	8250

※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式
$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用
B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。